

告 示

埼玉県告示第百六十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があつたので、同条第六項の規定により公告する。

平成三十年二月二十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
北本ビル

埼玉県北本市中央四丁目六十六番地外

二 大規模小売店舗の設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

有限会社三橋管財 代表取締役 三橋忍

埼玉県北本市中央四丁目五十番地

有限会社カネタ商事 代表取締役 瀧瀬貞子

埼玉県北本市中央四丁目四十六番地

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が大規模小売店舗立地法第三条第一項に定める基準面積以下となつた日

平成二十九年六月三十日